

# 四半期報告書

(第90期第2四半期)

東京都港区港南一丁目6番41号

**FDK株式会社**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
3 【経営上の重要な契約等】 .....	7
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	15
第4 【経理の状況】 .....	16
1 【四半期連結財務諸表】 .....	17
2 【その他】 .....	30
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	31

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2018年11月6日

**【四半期会計期間】** 第90期第2四半期  
(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

**【会社名】** FDK株式会社

**【英訳名】** FDK CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大橋 洋一

**【本店の所在の場所】** 東京都港区港南一丁目6番41号

**【電話番号】** 03(5715)7400(代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務経理部長 持田 健二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都港区港南一丁目6番41号

**【電話番号】** 03(5715)7400(代表)

**【事務連絡者氏名】** 財務経理部長 持田 健二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第2四半期連結 累計期間	第90期 第2四半期連結 累計期間	第89期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年9月30日	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	35,977 (18,604)	36,362 (18,885)	73,129
経常利益 (百万円)	4	631	78
親会社株主に帰属する 四半期純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失(△) (百万円)	△175 (106)	390 (307)	△630
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	375	626	22
純資産額 (百万円)	4,647	5,788	4,293
総資産額 (百万円)	51,885	52,936	51,054
1株当たり四半期 純利益金額又は 1株当たり四半期(当期) 純損失金額(△) (円)	△6.26 (3.81)	13.90 (10.89)	△22.53
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	—	13.81	—
自己資本比率 (%)	9.0	10.9	8.4
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,432	1,470	567
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△1,030	△1,311	△1,959
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	402	561	1,559
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	4,463	4,504	3,720

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第89期第2四半期連結累計期間および第89期については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行なっております。第89期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△)を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響をおよぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 財政状態および経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く事業環境につきましては、国内においては企業収益や雇用環境の改善、個人消費も緩やかな回復基調が続いているものの、米中間の貿易摩擦の激化によるグローバル経済への影響や地政学的リスク、原材料価格の高騰などを背景として、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のなか、当社グループは強みを有する電池技術、回路技術およびパワーエレクトロニクスの技術を結集させて、電池を軸に電子技術を付加したバッテリーソリューションを家電や電源バックアップ、車載アクセサリといった従来の市場に加え、今後大きな成長が期待されるIoT・モビリティ・社会インフラといった新たな市場に向け、国内外において新規顧客開拓と拡販に努めました。小型全固体電池用正極材料の特性向上に加え、早期の製品サンプル出荷に向けた実用化技術の開発も引き続き推し進めました。また、当社は成長戦略の実行に向けた資金調達を行なうため第三者割当による新株予約権を発行し、新株発行による資本増強を開始しました。

当第2四半期連結累計期間の経営成績につきましては、電池事業は工業用途向けニッケル水素電池やリチウム電池などが減少したものの、コンシューマ市場で第1四半期に引き続きニッケル水素電池とアルカリ乾電池が堅調に推移したことにより、事業全体の売上高が増加しました。

電子事業も積層パワーインダクタなどが減少しましたが、コイルデバイスや液晶ディスプレイ用信号処理モジュールなどが増加したことから、事業全体の売上高は伸長しました。

この結果、売上高は前第2四半期連結累計期間に比べ3億84百万円（1.1%）増の363億62百万円となりました。

損益面につきましては、原材料価格高騰の影響があったものの、売上増やコストダウン、為替影響により、営業利益は前第2四半期連結累計期間に比べ85百万円増加の2億20百万円となりました。経常利益は営業外収益として為替差益5億78百万円を計上したことにより、前第2四半期連結累計期間に比べ6億27百万円増加の6億31百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は3億90百万円（前第2四半期連結累計期間は1億75百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### 電池事業

ニッケル水素電池は、国内外の市販用途向けが堅調に推移したものの、一部の海外のOEM販売用途向けと工業用途向けが減少したことにより、前第2四半期連結累計期間を下回りました。蓄電システムは、通信機器バックアップ用途向けなどが減少したことにより、前第2四半期連結累計期間を下回りました。アルカリ乾電池は、インターネット販売用途向けや国内の市販用途向けが堅調に推移したことにより、前第2四半期連結累計期間を上回りました。リチウム電池は、国内の住警器用途向けが堅調に推移したものの、国内外のインフラ市況の低迷により、前第2四半期連結累計期間を下回りました。

その結果、当事業全体の売上高は、前第2四半期連結累計期間に比べ1億3百万円増加の238億24百万円、セグメント利益は1億53百万円増加の9億10百万円となりました。

## 電子事業

コイルデバイスは、車載用途向けや産業機器用途向けが堅調に推移したことにより、前第2四半期連結累計期間を上回りました。積層パワーインダクタは、スマートフォン用途向けや集積回路用途向けが減少したことにより、前第2四半期連結累計期間を下回りました。液晶ディスプレイ用信号処理モジュールは、産業機器・タッチパネル・大型液晶用途向けが堅調に推移したことにより、前第2四半期連結累計期間を上回りました。スイッチング電源は、地上デジタル放送設備用途向けが減少したことにより、前第2四半期連結累計期間を下回りました。

その結果、当事業全体の売上高は、前第2四半期連結累計期間に比べ2億81百万円増加の125億38百万円、セグメント損失は6億90百万円（前第2四半期連結累計期間は6億23百万円のセグメント損失）となりました。

当第2四半期連結会計期間の総資産は、前連結会計年度に比べ18億82百万円（3.7%）増の529億36百万円となりました。流動資産は前連結会計年度に比べ20億26百万円（6.1%）増の353億44百万円、固定資産は前連結会計年度に比べ1億44百万円（△0.8%）減の175億92百万円となりました。流動資産増加の主な要因は、現金及び預金が7億83百万円、受取手形及び売掛金が4億76百万円、商品及び製品が3億72百万円、仕掛品が4億10百万円それぞれ増加したことによるものです。

当第2四半期連結会計期間の負債合計は、前連結会計年度に比べ3億87百万円（0.8%）増の471億48百万円となりました。流動負債は前連結会計年度に比べ8億46百万円（2.1%）増の414億10百万円、固定負債は前連結会計年度に比べ4億58百万円（△7.4%）減の57億37百万円となりました。流動負債増加の主な要因は、支払手形及び買掛金が11億36百万円増加したことによるものです。固定負債減少の主な要因は、長期未払金が2億77百万円、退職給付に係る負債が1億97百万円それぞれ減少したことによるものです。

なお、有利子負債残高は、前連結会計年度に比べ1億74百万円減の203億2百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間の純資産合計は、前連結会計年度に比べ14億94百万円（34.8%）増の57億88百万円となりました。純資産増加の主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が3億90百万円増加、新株予約権の行使により資本金および資本剰余金がそれぞれ4億8百万円増加したことによるものです。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、たな卸資産の増加などによる現金及び現金同等物（以下「資金」という）の減少はありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費の計上、仕入債務の増加などにより14億70百万円の資金増加（前第2四半期連結累計期間は14億32百万円の資金増加）となりました。

当第2四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出などにより13億11百万円の資金減少（前第2四半期連結累計期間は10億30百万円の資金減少）となりました。

当第2四半期連結累計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、新株予約権の行使による株式の発行による収入などにより5億61百万円の資金増加（前第2四半期連結累計期間は4億2百万円の資金増加）となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間末の資金残高は期首残高より7億83百万円増加し、45億4百万円となりました。

## (3) 経営方針・経営戦略等および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの経営方針・経営戦略および経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

## (4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は5億36百万円であります。



(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

① 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法	着手および完了予定日	
					着手	完了予定日
高崎工場 (群馬県高崎市)	電池事業	電池製造設備	3,706	自己資金、借入金、ファイナンス・リース、新株予約権の発行および行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
鳥取工場 (鳥取県岩美郡岩美町)	電池事業	電池製造設備	2,089	自己資金、借入金、新株予約権の発行および行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
鷺津工場 (静岡県湖西市)	電池事業	電池製造設備	1,122	自己資金、借入金、新株予約権の発行および行使による調達資金	2018年4月	2021年3月
湖西工場 (静岡県湖西市)	電池事業 電子事業	電池製造設備 電子部品製造設備	1,504	自己資金、借入金、新株予約権の発行および行使による調達資金	2018年4月	2021年3月

② 国内子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法	着手および完了予定日	
					着手	完了予定日
株FDKエンジニアリング (静岡県浜松市北区)	電池事業	電池製造設備の製作設備等	333	自己資金および当社からの投融資資金	2017年4月	2021年3月

③ 在外子会社

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法	着手および完了予定日	
					着手	完了予定日
PT FDK INDONESIA (インドネシアバカシ市)	電池事業	電池製造設備	656	自己資金、当社からの投融資資金およびファイナンス・リース	2018年4月	2021年3月
XIAMEN FDK CORPORATION (中国福建省)	電池事業 電子事業	電池製造設備 電子部品製造設備	413	自己資金	2018年4月	2021年3月
SUZHOU FDK CO., LTD. (中国江蘇省)	電子事業	電子部品製造設備	339	自己資金	2018年4月	2021年3月

(注) 上記の金額に、消費税等は含まれておりません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

#### 第三者割当による新株予約権の発行

当社は、2018年8月22日付で、SMB C日興証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行およびファシリティ契約を締結いたしました。

なお、当社は、2018年8月22日にSMB C日興証券株式会社を割当先とする当該新株予約権を発行しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	510,000,000
計	510,000,000

(注) 2018年6月27日開催の第89回定時株主総会において、優先株式に関する定款の一部変更が決議され、同日付で当該規定を削除しております。また、同株主総会において、2018年10月1日付で当社普通株式10株を1株とする株式併合に伴う定款変更が決議され、発行可能株式総数は459,000,000株減少し、普通株式51,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2018年11月6日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	285,558,026	29,238,502	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株であります。 (提出日現在は100株)
計	285,558,026	29,238,502	—	—

(注) 1. 提出日現在発行数には、2018年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。  
2. 2018年6月27日開催の第89回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で当社普通株式10株を1株に併合いたしました。これにより、発行済株式総数は257,002,224株減少し、28,555,802株となっております。  
3. 2018年6月27日開催の第89回定時株主総会決議により、2018年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

##### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ② 【その他の新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

決議年月日	2018年8月6日
新株予約権の数※	65,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を1,000株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式65,000,000株とする(交付株式数は、1,000株とする。)。ただし、本欄第2項ないし第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

- 2 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額が調整される場合(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする(なお、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号または第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額および調整後行使価額とする。)

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- 4 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(4)号または第(5)号による行使価額または下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額または下限行使価額を適用する日と同日とする。
- 5 交付株式数の調整を行なうときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行なう旨ならびにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行なうことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行なう。

新株予約権の行使時の払込金額

- 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額は、当初187円とする。ただし、行使価額は本欄第2項または第3項に従い、修正または調整されることがある。
- 2 行使価額の修正
- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、決定日に、修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 「下限行使価額」は、94円(ただし、本欄第3項の規定を準用して調整される。)とする。
- (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行なわれる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

- 3 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行なう場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度にもつき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日または株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日または株主確定日(基準日または株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものととして本③を適用する。ただし、当社またはその関係会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員または使用人にストックオプション制度にもとづき新株予約権を割り当てる場合を除く。)
- 調整後の行使価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして(なお、単一の証券(権利)に複数の取得価額または行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得されまたは行使されたものとみなす。)、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日(基準日または株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。
- ただし、本③に定める証券(権利)または新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項にもとづく取得または行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得または行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。
- ④ 本号①ないし③の場合において、基準日または株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日または株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日または株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行なわない。

- (3)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日または株主確定日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。  
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日または株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日または株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行なわないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行なう。
- ① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。)
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由にもとづく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号にもとづく調整後の行使価額を初めて適用する日が別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第2項に定める行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額および下限行使価額の調整を行なう。</p> <p>(6) 本項第(1)号ないし第(5)号により行使価額の調整を行なうとき(下限行使価額のみが調整される場合を含む。 )は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。 )、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行なうことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行なう。</p>
新株予約権の行使期間	2018年8月23日から2021年8月31日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由および取得の条件」欄各項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

※ 新株予約権証券の発行時(2018年8月22日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

- (1) 株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加または減少する。
- (2) 行使価額の修正基準：本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等」注記欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度：本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。
- (4) 行使価額の下限：当初94円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。)
- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は65,000,000株(2018年3月31日現在の総議決権数279,649個に対する割合は23.24%)、交付株式数は1,000株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,165,900,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部または一部の取得を可能とする条項が設けられている。
- (8) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割当て(以下「本資金調達」といいます。)、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。  
当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法にもとづく届出の効力発生後に本新株予約権

買取契約および以下の内容を含んだファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)  
を締結しております。

(本ファシリティ契約の内容)

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項、買取義務等について取り決めるものであります。

- ① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務および任意行使  
SMBC日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。  
ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。
  - ② 当社による行使停止要請通知(行使停止指定条項)  
SMBC日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知(以下に定義します。)があった場合、行使停止期間(以下に定義します。)中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行なうことができます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権または新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時または中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。
    - ・当社は、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」といいます。)として、行使可能期間の間の任意の期間を指定することができます。
    - ・当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、SMBC日興証券に通知(以下「行使停止要請通知」といいます。)を行いません。なお、当社は、行使停止要請通知を行なった場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
    - ・行使停止期間の開始日および終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
    - ・当社は、SMBC日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知(以下「行使停止要請撤回通知」といいます。)を行なうことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請撤回通知の対象となる行使停止要請通知について、行使停止要請撤回通知が行なわれた日(当日を含みます。)から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間の終了日(当日を含みます。)までの期間が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行なった場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
  - ③ 当社による本新株予約権の買取義務  
当社は、2021年8月31日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権の払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。
- (9) 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項なし
- (10) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項なし
- (11) その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第2四半期会計期間 (2018年7月1日から2018年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	5,195
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	5,195,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	156.4
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	812
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	5,195
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	5,195,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	156.4
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	812

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日 (注)	5,195,000	285,558,026	408	28,709	408	22,998

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2018年10月1日をもって10株を1株に株式併合し、これに伴ない発行済株式総数が257,002,224株減少しております。

3. 2018年10月1日から2018年11月5日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が731,100株、資本金および資本準備金がそれぞれ412百万円増加しております。



## (5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2018年9月30日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
富士通株式会社	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	202,954	71.14
富士電機株式会社	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号	3,395	1.19
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	2,974	1.04
本田 清隆	東京都杉並区	1,347	0.47
FDK取引先持株会	東京都港区港南1丁目6番41号	1,083	0.38
田中 章吾	静岡県湖西市	1,000	0.35
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1丁目4番地	820	0.29
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	659	0.23
安東 延幸	神奈川県横浜市	617	0.22
大五運送株式会社	静岡県浜松市西区坪井町4493-2	607	0.21
計	—	215,457	75.52

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2018年9月30日現在
			内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 273,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,839,000	284,839	—
単元未満株式	普通株式 446,026	—	—
発行済株式総数	285,558,026	—	—
総株主の議決権	—	284,839	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式189株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) FDK株式会社	東京都港区港南一丁目6番 41号	273,000	—	273,000	0.10
計	—	273,000	—	273,000	0.10

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。  
なお、当該株式は上記「① 発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含まれております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)にもとづいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第64条第3項および第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書および四半期連結包括利益計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,720	4,504
受取手形及び売掛金	※2 20,316	※2 20,792
商品及び製品	2,781	3,154
仕掛品	2,694	3,104
原材料及び貯蔵品	2,760	2,916
その他	1,150	980
貸倒引当金	△105	△107
流動資産合計	33,318	35,344
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,153	6,392
機械装置及び運搬具（純額）	4,952	4,885
工具、器具及び備品（純額）	984	956
土地	2,535	2,553
リース資産（純額）	1,282	1,353
建設仮勘定	464	177
有形固定資産合計	16,372	16,317
無形固定資産	502	484
投資その他の資産		
投資有価証券	204	206
長期貸付金	1	2
繰延税金資産	106	95
その他	549	486
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	862	790
固定資産合計	17,736	17,592
資産合計	51,054	52,936

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 15,230	※2 16,367
短期借入金	19,455	19,400
リース債務	468	361
未払金	2,018	2,315
未払法人税等	336	321
その他	3,055	2,644
流動負債合計	40,564	41,410
固定負債		
リース債務	553	541
繰延税金負債	194	206
退職給付に係る負債	3,847	3,650
長期未払金	1,216	939
その他	383	400
固定負債合計	6,196	5,737
負債合計	46,760	47,148
純資産の部		
株主資本		
資本金	28,301	28,709
資本剰余金	22,968	23,377
利益剰余金	△45,539	△45,148
自己株式	△47	△47
株主資本合計	5,683	6,890
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	38	37
為替換算調整勘定	948	981
退職給付に係る調整累計額	△2,380	△2,176
その他の包括利益累計額合計	△1,393	△1,157
新株予約権	-	51
非支配株主持分	4	3
純資産合計	4,293	5,788
負債純資産合計	51,054	52,936

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
売上高	35,977	36,362
売上原価	30,240	30,709
売上総利益	5,737	5,652
販売費及び一般管理費	※1 5,603	※1 5,432
営業利益	134	220
営業外収益		
受取利息	8	10
為替差益	9	578
固定資産売却益	7	13
受取賃貸料	9	19
その他	34	68
営業外収益合計	68	690
営業外費用		
支払利息	60	69
持分法による投資損失	31	57
固定資産売却損	38	-
固定資産除却損	36	96
その他	32	54
営業外費用合計	198	278
経常利益	4	631
特別損失		
減損損失	-	※2 42
特別損失合計	-	42
税金等調整前四半期純利益	4	588
法人税、住民税及び事業税	135	171
法人税等調整額	44	26
法人税等合計	180	198
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△175	390
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△0	△0
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△175	390

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△175	390
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6	△0
為替換算調整勘定	315	37
退職給付に係る調整額	219	203
持分法適用会社に対する持分相当額	9	△4
その他の包括利益合計	550	236
四半期包括利益	375	626
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	375	626
非支配株主に係る四半期包括利益	△0	△0

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自2017年7月1日 至2017年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自2018年7月1日 至2018年9月30日)
売上高	18,604	18,885
売上原価	15,502	15,801
売上総利益	3,102	3,083
販売費及び一般管理費	2,810	2,739
営業利益	291	344
営業外収益		
受取利息	3	4
為替差益	-	243
受取賃貸料	4	9
その他	13	40
営業外収益合計	21	298
営業外費用		
支払利息	31	39
為替差損	11	-
持分法による投資損失	28	23
固定資産売却損	38	-
固定資産除却損	19	96
その他	19	44
営業外費用合計	147	203
経常利益	165	438
特別損失		
減損損失	-	20
特別損失合計	-	20
税金等調整前四半期純利益	165	418
法人税、住民税及び事業税	43	81
法人税等調整額	15	30
法人税等合計	58	111
四半期純利益	106	307
非支配株主に帰属する四半期純利益	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	106	307



【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)
四半期純利益	106	307
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	△1
為替換算調整勘定	246	64
退職給付に係る調整額	109	102
持分法適用会社に対する持分相当額	6	△2
その他の包括利益合計	367	162
四半期包括利益	474	469
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	474	469
非支配株主に係る四半期包括利益	0	△0

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	4	588
減価償却費	1,036	1,067
減損損失	-	42
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△161	△196
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10	1
受取利息及び受取配当金	△9	△22
支払利息	60	69
為替差損益 (△は益)	△0	△0
株式交付費	-	12
持分法による投資損益 (△は益)	31	57
有形固定資産売却損益 (△は益)	30	△13
固定資産除却損	36	96
売上債権の増減額 (△は増加)	△376	△279
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△929	△894
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,661	865
未払費用の増減額 (△は減少)	73	△27
その他	201	308
小計	1,647	1,676
利息及び配当金の受取額	9	22
利息の支払額	△67	△67
法人税等の支払額	△156	△160
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,432	1,470
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,214	△1,322
有形固定資産の売却による収入	241	22
無形固定資産の取得による支出	△62	△13
投資有価証券の取得による支出	△2	△2
その他	6	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,030	△1,311
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,060	△55
自己株式の取得による支出	△0	△0
新株予約権の発行による収入	-	55
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	800
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△385	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△272	△239
財務活動によるキャッシュ・フロー	402	561
現金及び現金同等物に係る換算差額	120	63
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	924	783
現金及び現金同等物の期首残高	3,538	3,720
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 4,463	*1 4,504

**【注記事項】**

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(税効果会計に係る会計基準の一部改正の適用) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

**1 偶発債務**

(保証債務)

従業員の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
従業員	8百万円	6百万円

※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。

なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
受取手形	190百万円	190百万円
支払手形	12百万円	113百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
運送費・梱包費	476百万円	487百万円
従業員給料・諸手当	2,153百万円	2,092百万円
退職給付費用	136百万円	131百万円
研究開発費	509百万円	536百万円

※2 減損損失

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

当第2四半期連結累計期間において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

会社	場所	用途	種類
FDK (株)	高崎工場 (群馬県高崎市)	処分予定資産	建設仮勘定
	湖西工場 (静岡県湖西市)	電子事業製造設備	機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定
	山陽工場 (山口県山陽小野田市)		
	静岡県賀茂郡	遊休資産	土地

当社グループは、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として会社別製品別を基礎としてグルーピングを行っております。

処分予定資産および遊休資産については、今後の使用計画がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額19百万円を減損損失として特別損失に計上しております。電子事業製造設備については、前連結会計年度に国内電子事業にかかわる固定資産の減損処理を実施しましたが、当第2四半期連結累計期間においても業績低迷の継続などから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額23百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、機械装置及び運搬具12百万円、工具、器具及び備品6百万円、建設仮勘定14百万円および土地8百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額については、土地については固定資産税評価額等にもとづき算定し、土地以外の資産については他の転用や売却が困難な事から、ゼロとして評価しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金	4,463百万円	4,504百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	— 百万円	— 百万円
現金及び現金同等物	4,463百万円	4,504百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2018年8月22日付発行の第1回新株予約権(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権)の一部行使に伴う新株の発行による払い込みを受け、資本金および資本剰余金がそれぞれ408百万円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において、資本金が28,709百万円、資本剰余金が23,377百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	電池事業	電子事業			
売上高					
外部顧客への売上高	23,720	12,256	35,977	—	35,977
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	23,720	12,256	35,977	—	35,977
セグメント利益又は損失 (△)	757	△623	134	—	134

(注) セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	電池事業	電子事業			
売上高					
外部顧客への売上高	23,824	12,538	36,362	—	36,362
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	23,824	12,538	36,362	—	36,362
セグメント利益又は損失 (△)	910	△690	220	—	220

(注) セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計	調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	電池事業	電子事業			
減損損失	10	31	42	—	42

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額 (△) および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2 四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額(△)	△6.26円	13.90円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株 主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	△175	390
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金 額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額 (△)(百万円)	△175	390
普通株式の期中平均株式数(株)	28,009,609	28,098,156
(2) 潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額	—	13.81円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))	—	—
普通株式増加数(株)	—	192,204
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額 (△) および潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 前第2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更および株式併合)

当社は、2018年5月31日開催の取締役会において、2018年6月27日開催の第89回定時株主総会に単元株式数の変更および株式併合に関する議案を付議することを決議し、同株主総会において承認され、2018年10月1日付でその効力が発生しております。

1. 株式併合の目的

全国の証券取引所では、売買単位を100株に統一するための取組みを推進しております。それを踏まえ、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施しております。

2. 株式併合の割合および時期

2018年10月1日付をもって2018年9月30日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を10株につき1株の割合で併合しております。

3. 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2018年9月30日現在）	285,558,026株
株式併合により減少する株式数	257,002,224株
株式併合後の発行済株式総数	28,555,802株

4. 1株当たり情報におよぼす影響

当該株式併合が与える影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

(新株予約権の権利行使)

当第2四半期連結会計期間終了後、2018年11月5日までの間に、行使価額修正条項付第1回新株予約権（第三者割当）の一部について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権個数	7,311個
2. 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 731,100株
3. 資本金増加額	412百万円
4. 資本準備金増加額	412百万円



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月6日

F D K株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	山	高	雄	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣	瀬	美	智	代	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているF D K株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、F D K株式会社及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 確認書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の8第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2018年11月6日

**【会社名】** FDK株式会社

**【英訳名】** FDK CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 大橋 洋一

**【最高財務責任者の役職氏名】** 取締役執行役員副社長 川崎 健司

**【本店の所在の場所】** 東京都港区港南一丁目6番41号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大橋洋一および当社最高財務責任者川崎健司は、当社の第90期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令にもとづき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。